# 新型コロナウイルス関連情報(3月24日)

# 【在ニューヨーク日本国総領事館について】

当館は、3月23日(月)以降も緊急を要する方への対応を行うため開館しますが、3月20日付のニューヨーク州知事の行政命令もふまえて、新型コロナウイルスの感染拡大を予防するため、NY 州に在住・滞在の方は不要不急の外出を控え、ご自宅・滞在先での待機をお願いいたします。

すでにご案内のとおり当館は限られた人員での対応となりますので, 急を要しない案件 については, 後日, 状況が落ち着いてからご来館をいただきますよう, 何卒ご理解とご協力 をお願いいたします。

なお、当館は入居ビルとともに新型コロナウイルスの感染予防に最善をつくしており、定期的に消毒作業を実施しております。

当館ホームページ上に新型コロナウイルス関連情報のページを作成しております。 https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/2020-refs.html

御不明な点がありましたら当館まで御連絡をいただけますようお願いします。(電話: 212-371-8222)

# 【連邦政府による措置等のポイント】

## ◎ (連邦政府) 事業者に対する支援

・米国中小企業庁(SBA)は、新型コロナウイルスにより経済的な被害を受けている小規模事業者に対し、運転資金として最大200万ドルを貸し付ける「Economic Injury Disaster Loan Program」を提供しています。貸付利率は3.75%(非営利団体に関しては2.75%)、返済期間は最大30年間とされ、当館管轄地域(ニューヨーク州、ニュージャージー州、ペンシルベニア州、デラウエア州、ウエストバージニア州、コネティカット州(フェアフィールド郡)、プエルトリコ、バージン諸島)はいずれも対象となっています。対象となる小規模事業者その他の詳細は下記ウェブサイトをご覧ください。

https://www.sba.gov/disaster-assistance/coronavirus-covid-19

https://www.sba.gov/document/support--table-size-standards

https://esd.ny.gov/resource-guide-covid-19-sba-disaster-loans (NY州エンパイア・ステート開発公社 (ESD) による本制度の解説)

# 【州政府等による措置等のポイント】

- ◎ (NY州) クオモ州知事のメッセージ
- ・本3月24日にクオモNY州知事が発信したメッセージの一部は以下の通りです。
- -感染の拡大はとどまらず感染者数は3日間で倍増しているが、今後2、3週間でピークを 迎えると見込んでいる。
- -現時点では、14万床が必要となる見込みであり、引き続き医療体制の拡充に努めていきたい。
- -現在ニューヨークで起きていることは特殊な事態ではない。カリフォルニアやワシントン 州も同様の事態が近い将来起きることを強く認識しておく必要がある。
- ◎ (NY 州) 在宅勤務義務付け・自宅待機要請(行政命令 No. 202.8)
- ・3月22日より、クオモ NY 州知事が発出した、必要不可欠な業種を除く全ての事業体及び非営利団体は可能な限り在宅勤務を活用し、雇用主は原則として業務現場で勤務する人員を100%削減することを命じた行政命令が発効しています。また、同知事は、州民は可能な限り自宅待機を行い、不要不急な公共交通機関の使用を控えること等を連日要請しています。
- ・つきましては、NY 州に在住・滞在の皆様は、不要不急の外出を控え、ご自宅・滞在先での 待機をお願いいたします。
- ・同州知事発表の行政命令及び要請の概要は以下のとおりです。
- -州民サービスに必要不可欠な機能に従事する者以外の全ての労働者は在宅勤務とする。
- -レストラン (持ち帰り・宅配のみ),食料品店,薬局,医療機関,ガソリンスタンド,ドライクリーニング,郵便局,公共交通機関などの必要機関・店舗の営業は継続する。
- -緊急ではない限り、(同居していない) 家族や友人と会うのはどのような規模であっても控える。
- -自宅に留まり、戸外の活動を真に必要な活動に限る。
- -必要不可欠な食料品等の買い物は可能とする。
- -屋外の散歩や自然の中で運動はできるが、基本的には単独行動で、他の人から6フィート (約1.8m)の距離を保つ。
- -公共交通機関をできる限り使わない。
- ・行政命令及び要請の詳細な情報は以下のウェブサイトでご確認いただけます。

https://www.governor.ny.gov/sites/governor.ny.gov/files/atoms/files/E0\_202.8.pdf https://coronavirus.health.ny.gov/new-york-state-pause

- ◎ (NY 市) デブラシオ市長のメッセージ
- ・本3月24日にデブラシオNY市長が発信したメッセージの一部は以下の通りです。

- -残念ながら、感染は拡大しており、4月は3月よりも悪化するのが現状である。
- -未だ公園・プレイグラウンドで集まっている市民がいる。この状況が続くのであれば、3 月28日(土)夕方までに公園閉鎖などの更なる決断を下さざるを得ない。
- -自転車で移動しやすくするため、シティバイク(自転車シェアサービス)について30日間の無料使用期間を設ける予定である。

# ◎ (NY市) 事業者に対する支援

- ・N Y 市は、新型コロナウイルスにより売上が減少している小規模事業者に対する支援策を 以下のとおり発表しています。
- (1) NYC Small Business Continuity Fund:従業員数100人未満で売上が25%以上減少した事業者を対象として、収益を補填するために最大75,000ドルまで無金利ローンを提供する。
- (2) NYC Employee Retention Grant Program: 従業員数5人未満で売上が25%以上減少した事業者を対象として,従業員の雇用維持のために2か月間,給料の40%を補助する。なお,対象となる企業や申請方法等については下記ウェブサイトをご覧ください。http://www.nyc.gov/covid19biz

## ◎ (NJ州)

・3月21日から、NJ 州において自宅待機及び必要不可欠でない店舗の閉鎖を求める行政 命令が発効しています。つきましては、NJ 州に在住・滞在の皆様は、不要不急の外出は控 え、外出する際も、他の人から6フィート (1.8メートル) 離れて活動するようお願いいた します。

# ◎ (N J 州) 事業者に対する支援

・N J 州は事業者に対する支援に関する F A Q を公開しています。下記ウェブサイトの「For Business + Organizations」からご覧になれます。

https://covid19.nj.gov/

## ◎ (PA 州)

- ・昨3月23日から、PA州において人命に関わる("life-sustaining")業種以外は営業を禁止する行政命令が発効しています。
- ・また、昨3月23日から、フィラデルフィア市、バックス郡、チェスター郡、デラウェア郡、モンゴメリー郡、モンロー郡、アルゲニー郡に対する自宅待機(Stay at Home)の行政命令も発効し、4月6日(月)まで有効となっています。つきましては、上記地区に在住・滞在の皆様は、不要不急の外出は控え、外出する際も、他の人から6フィート(1.8メートル)離れて活動するようお願いします。

• PA 州内の K-12 の学校は、少なくとも4月6日(月)まで休校となっています。

# ◎ (フィラデルフィア市) 事業者に対する支援

・フィラデルフィア市とフィラデルフィア産業開発会社 (PIDC) は COVID-19 Small Business Relief Fund を立ち上げ、年間売上額が 500 万ドル未満の事業者に対する補助または無金利ローンを提供すると発表しています。対象となる企業や申請方法等については下記ウェブサイトをご覧ください。

https://www.phila.gov/COVID-19-business-relief

# ◎ (WV 州)

・本3月24日午後8時から、WV 州において自宅待機令が発効します。つきましては、WV 州に在住・滞在の皆様は、不要不急の外出は控え、外出する際も、他の人から6フィート (1.8メートル) 離れて活動するようお願いいたします。

#### ◎ (DE 州)

- ・本3月24日午前8時から、DE州において自宅待機令(Stay at Home)や必要不可欠でないビジネスの閉鎖を命じる行政命令が発効しています(5月15日まで)。つきましては、DE州に滞在・滞在の皆様は、不要不急の外出は控え、外出する際も、他の人から6フィート(1.8メートル)離れて活動するようお願いいたします。
- ・昨3月23日,カーニー知事は、3月16日から3月27日までと予定されていた州内の 公立学校等の閉鎖を5月15日まで延長しました。また、同23日,カーニー知事は、州内 の医療機関の充実のための措置を定めた公共衛生上の緊急事態宣言を発出しました。
- (注)連邦・各州政府の措置等についても、できる限り正確な情報を記載するよう努めておりますが、ご自身に関係する事項については、米側当局が提供する情報に依拠してください。

### 【感染,予防等に関する情報】

- 1 3月22日現在,当館管轄内における新型コロナウイルスの感染者数及び死者数は以下のとおりです。(( )内は前日の数)
- 〇ニューヨーク州: 感染者数 25,665名(20,909名), 死者数 210名(157名)
- ・感染者数内訳(主なエリア)

ニューヨーク市: 感染者数 14,904名(12,339名), 死者数 131名(99名)

NY 市の内訳(判明分)

クイーンズ区: 4,364名(3,621名)

ブルックリン区:4,237名(3,494名)マンハッタン区:2,887名(2,572名)ブロンクス区:2,328名(1,829名)スタテン島区:953名(817名)

ウエストチェスター郡: 3,891名(2,894名)(ニューロシェル「封じ込めエリア:3/15-25」は現在も有効)

〇ニュージャージー州: 感染者数 3,675名(2,844名), 死者数 44名(27名)

○ペンシルベニア州: 感染者数 851名(644名), 死者数 7名(3名)

○デラウェア州: 感染者数 104名(68名)○ウエストバージニア州: 感染者数 20名(20名)

○コネチカット州フェアフィールド郡: 感染者数 384名(270名), 死者数 7名(6名)

○プエルトリコ: 感染者数 39名(31名), 死者数 2名(2名)

○バージン諸島: 感染者数 17名(17名)

2 CDC はホームページ上で新型コロナウイルスの典型的症状として「熱,咳,息切れ」を挙げています。NY 市以外にお住まいの方も含め、これらの症状があり、感染が疑われる場合は医療機関に電話で相談をした上で、医療機関の指示に従って受診してください(特定の医療機関がない場合には地元保健当局等(NY市の場合は311)に電話してください)。CDC ホームページ: https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-nCoV/index.html

新型コロナウイルスに関する予防措置については以下のサイトをご覧ください。https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/2020-refs.html

ニューヨーク市作成の新型コロナウイルスに関するファクトシート https://wwwl.nyc.gov/assets/doh/downloads/pdf/imm/coronavirus-factsheet.pdf

3 在留邦人の皆様におかれては引き続き関連情報に注意して予防に努めてください。 当館ホームページ上に新型コロナウイルス関連情報のページを作成しました。予防措置, 各州等 HP(ホットライン)及び日本の関連情報等を掲載しているのでご参照ください。 新型コロナウイルス関連情報: https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/2020refs.html 4 当館領事窓口のご利用にあたっては、感染リスクを少しでも軽減するため、体調がすぐれない方におかれましては、体調が回復されてから来館いただきますようお願いいたします。皆様のご理解とご協力につきまして、よろしくお願いします。

#### \*

- 本お知らせは、安全対策に関する情報を含むため、在留届への電子アドレス登録者、「緊急メール/総領事館からのお知らせ」登録者、外務省海外旅行登録「たびレジ」登録者に配信しています(本お知らせに関しては、配信停止を承れませんのでご了承願います。)。
- 本お知らせは、ご本人にとどまらず、家族内、組織内で共有いただくとともにお知り合いの方にもお伝えいただきますようご協力のほどよろしくお願いいたします。
- 在留届、帰国・転出等の届出を励行願います。

緊急時の安否確認を当館から行うために必要です。

以下のURLから所定の用紙をダウンロード後, (212)888-0889 までご連絡ください。 http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/b/02.html

■ 在ニューヨーク日本国総領事館

299 Park Avenue, 18th Floor, New York, NY 10171

TEL: (212) -371-8222

HP: http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/html/

facebook: https://www.facebook.com/JapanConsNY/

twitter: https://twitter.com/JapanCons\_NY

\*